

○三原市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

要綱第34号

改正 令和2年10月13日要綱第165号

令和3年4月1日要綱第50—1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の産業の活性化と雇用機会の拡大を図るため、市内に新たにサテライトオフィス等を設置する事業者に対し、予算の範囲内で三原市サテライトオフィス等誘致事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則(平成17年三原市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 本社の遠隔地に置かれる事業所若しくは支店であって、通信回線の活用により当該本社と同等の業務が実施可能なもの又は本社をいう。
- (2) 事業者 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第2条に規定する有限会社のうち、市内にサテライトオフィス等を新設し、又はその設置のために不動産を賃借するものをいう。
- (3) 新規雇用常用労働者 この要綱により補助金の交付を受ける事業(以下「補助対象事業」という。)の実施に伴って事業者新たに採用され、継続して常時雇用される労働者(補助対象事業を行う者の従業員であって、補助対象事業の実施に伴って市外から新たに転入する者を含む。)をいう。
- (4) 常駐責任者 補助対象事業の実施において、サテライトオフィス等に常駐する新規雇用常用労働者又は市内に住民票を置く取締役をいう。
- (5) 空き家等 建築物又はこれに附随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (6) 空き公共施設 国又は地方公共団体が所有し、全部又は一部の使用がなされていないことが常態である施設及びその敷地をいう。

(補助対象事業及び補助対象者)

第3条 補助対象事業は、市内の空き家等又は空き公共施設を活用し、サテライトオフィス等を設置する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち、大分類に掲げる分類符号がG情報通信業のうち情報サービス業、インターネット附随サービス業又はRサービス業(他に分類されないもの)のうちコールセンター業に該当すること。
 - (2) サテライトオフィス等の設置に伴い、常駐責任者を1人以上配置すること。
 - (3) サテライトオフィス等の設置後5年以上は、市内で事業が継続されること。
- 2 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 市税に滞納がないこと。
 - (2) 貸金業(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業をいう。)を行わないこと。
 - (3) 商品先物取引に関する事業を行わないこと。
 - (4) 連鎖販売取引(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。)、訪問販売(同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。)又は電話勧誘販売(同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。)により物品の販売、役務の提供その他の行為を行わないこと。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行わないこと。
 - (6) サテライトオフィス等の設置者及びサテライトオフィス等に勤務する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団若しくは同

条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していると認められる者でないこと。

- (7) サテライトオフィス等の設置者が、空き家等の所有者と生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が属する法人その他の団体でないこと。

(補助金の費目等)

第4条 この要綱による補助金の費目等は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費に係る消費税相当額及び地方消費税相当額は、補助の対象としない。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業等において補助金が交付される場合は、当該補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。
- 3 第1項に規定する補助対象期間中に移転により事業を廃止し、又は中止した場合の補助金の交付は、当該事業を廃止し、又は中止した日の属する月の前月までとする。

第5条 削除

(指定の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、市長に三原市サテライトオフィス等誘致事業の指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定の申請は、原則としてサテライトオフィス等を設置するための行為に着手しようとする30日前までに、三原市サテライトオフィス等誘致事業指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に係る収支予算書
- (3) 常駐責任者の設置に関する計画書
- (4) 法人登記事項証明書
- (5) 定款の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(事業の指定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、指定の可否を決定し、三原市サテライトオフィス等誘致事業指定通知書(様式第2号。以下「指定通知書」という。)又は三原市サテライトオフィス等誘致事業不指定通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 指定通知書を受けた申請者(以下「指定事業者」という。)は、前条の規定により指定された事業について、その内容を変更するときは三原市サテライトオフィス等誘致事業変更承認申請書(様式第4号)に変更事業計画書を添えて、廃止し、又は中止するときは三原市サテライトオフィス等誘致事業廃止(中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する事業の内容に係る変更申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を三原市サテライトオフィス等誘致事業変更決定通知書(様式第6号)により、指定事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する事業の廃止又は中止に係る申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、三原市サテライトオフィス等誘致事業廃止(中止)決定通知書(様式第7号)により、指定事業者へ通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 操業を開始した日(以下「操業開始日」という。)の属する年度(以下「操業開始年度」という。)に係る補助金の交付を受けようとする指定事業者は、原則として操業開始日の10日前までに三原市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付申請書(様式第8号。以下「補助金交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定通知書の写し
- (2) 常駐責任者が新規雇用常用労働者の場合にあつては、雇用保険加入者一覧表等に記載された労働者であることを証明する書類
- (3) 常駐責任者が取締役の場合にあつては、住民票の写し
- (4) 不動産に係る賃貸借契約書の写し

- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (6) 市税の滞納がないことを証明する書類
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- 2 操業開始年度の翌年度及び翌々年度に係る補助金の交付を受けようとする指定事業者は、当該翌年度及び翌々年度の市長が指定する期日までに、補助金交付申請書に市長が必要とする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(操業開始の届出)

第10条 補助金の交付決定を受けた指定事業者は、操業を開始したときは、遅滞なくその旨を操業開始届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

(指定等の取消し)

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく指定後に、指定又は補助金の交付に係る事業所又は支店において操業を開始しないとき。
 - (2) 補助金の交付を受けた日後5年未満に、正当な理由なく、指定又は補助金の交付に係る事業所又は支店において事業を休止し、又は廃止し、若しくは中止したとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 規則又はこの要綱の規定に違反する行為があったとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により指定又は交付決定を受けたとき。
 - (6) 市長の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定による指定の取消しの通知は、三原市サテライトオフィス等誘致事業指定取消通知書(様式第10号)により、指定事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による交付決定の取消しの通知は、三原市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、指定事業者に通知するものとする。

(他制度との調整)

第12条 三原市工場等立地促進条例(平成17年三原市条例第216号)、三原市中心市街地新規出店支援事業補助金交付要綱(平成22年三原市要綱第193号)及び三原市地域商業活性化支援事業補助金交付要綱(平成26年三原市要綱第26号)の規定により、奨励金又は補助金の交付を受ける事業については、この要綱の規定は適用しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- (新型コロナウイルス感染症拡大に伴う補助金費目、補助対象経費等の特例)
- 2 新型コロナウイルス感染症が拡大していることに鑑み、感染リスクの分散化等の観点から新たにサテライトオフィスを設置する事業者の誘致を促進するため、令和2年10月15日から令和3年3月31日までの間に、第6条第2項に規定する指定申請及び第9条第1項に規定する交付申請のいずれも行う者に対する補助金の費目、補助対象経費、補助金の額等については、別表に定めるもののほか、次表に定めるとおりとする。

補助金費目	補助対象経費	補助金の額	補助対象期間等
自動車リース料補助金	サテライトオフィスにおける業務に使用する車両のリース料	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、月2万円を限度とする。	操業開始日の属する月の翌月から連続して36箇月以内とする。

オフィス改修費用補助金	サテライトオフィスの開設に必要な空き家等又は空き公共施設の改修に要する経費	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、50万円を限度とする。	1回限りとする。
通信回線引込費用補助金	サテライトオフィスで使用する通信回線の開通に要する経費	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、5万円を限度とする。	1回限りとする。
備品購入費用補助金	サテライトオフィスで使用する備品(1点が2万円以上のものに限る。)の購入に要する経費	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、50万円を限度とする。	1回限りとする。

附 則(令和2年10月13日要綱第165号)

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱第50—1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助金費目	補助対象経費	補助金の額	補助対象期間等
不動産賃借料補助金	サテライトオフィス等(同一敷地内の駐車場を含む。)として利用する不動産の賃借料(敷金、礼金、共益費等に係る経費を除く。)	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、年300万円を限度とする。	操業開始日の属する月の翌月から連続して36箇月以内とする。
通信回線使用料補助金	サテライトオフィス等で使用する通信回線及び通信機器の使用に要する経費	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、年500万円を限度とする。	操業開始日の属する月の翌月から連続して36箇月以内とする。
自動車リース料	サテライトオフィス等における業務に使用する車両のリース料	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、月2万円を限度とする。	操業開始日の属する月の翌月から連続して36箇月以内とする。
オフィスの改修費用	サテライトオフィス等の開設に必要な空き家等又は空き公共施設の改修に要する経費	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、50万円を限度とする。	1回限りとする。

通信回線引込費用	サテライトオフィス等で使用する通信回線の開通に要する経費	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、5万円を限度とする。	1回限りとする。
備品購入費用	サテライトオフィス等で使用する備品(1点が2万円以上のものに限る。)の購入に要する経費	左記の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、50万円を限度とする。	1回限りとする。